

令和 9 年度主な税制改正要望の概要

令和 8 年 8 月 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

・ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	2
・ 中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	3
・ 家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置	4
・ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	5
・ 交際費課税の特例措置の延長等	6

1 現状

①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の労働時間短縮に資する設備等について特別償却が出来る。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

2 要望等

地域における医療提供体制の確保のため、医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で拡充し、適用期限を延長する。

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う 税制上の所要の措置

(所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税)

1 現状

就業期間の長期化や物価・賃金の上昇などの社会経済の情勢の変化を踏まえ、退職後も見据えた事業主による処遇改善に向けた取組を進めるとともに勤労者自身の財産形成を支援する観点から、下記施策の充実を図る必要がある。

●中小企業退職金共済制度（中退共制度）

中退共制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、主に常用労働者を対象とする中小企業退職金共済と、厚生労働大臣が指定する特定の業種（建設業・清酒製造業・林業）に期間を定めて雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済からなる。

▶ 中小企業の労働者等の退職時の処遇改善や技能労働者の担い手の確保等を図る観点から、労働政策審議会において、**共済の掛金のあり方や制度間移行の拡充等の制度の見直し**について検討を行っている。

●勤労者財産形成促進制度（財形制度）

財形制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う財形貯蓄制度と同制度を利用する勤労者を対象にその住宅の取得等に係る資金を融資する財形持家融資制度からなる。このうち、財形貯蓄制度は一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の3つの制度からなるが、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、両制度合わせて550万円（財形年金貯蓄のみの場合で生命保険の掛金等の場合は385万円）まで利子等が非課税とされている。

▶ 高齢期における就業の進展や賃金の上昇、住宅価格の高騰等を踏まえ、退職後も見据えて勤労者の生活の安定に資する制度となるよう、労働政策審議会において、**財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢（現行は55歳未満）や非課税限度額の引上げを含む財形制度の各種要件・手続き等の見直し**について検討を行っている。

2 要望等

中退共制度及び財形制度のあり方に係る労働政策審議会における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

1 現状

- 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。
- 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の1つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。
- 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。

2 要望等

- 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長等 (法人税)

1 現状

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき事業者が自主的に生活衛生同業組合※を都道府県単位で設置。共同事業の実施や、組合員の衛生水準の向上及び経営の健全化を支援。

※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人

- その際、生活衛生同業組合等（出資組合に限る）が策定する振興計画※に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却（6%）が可能。適用期限は令和9年3月31日まで。

※厚生労働大臣が定める各業種ごとの振興指針に基づき、各組合が策定する振興計画

＜租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）＞

第四十四条の三 （略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を政策し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

対象資産	取得価額要件
建物	650万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

＜共同利用施設の主な対象設備（例）＞

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場、共同倉庫
- ・ 共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
- ・ 共同配送車両、共同送迎バス 等



（組合会館）



（美容等共同研修施設）



（クリーニング共同工場）



（共同配送車両）



（共同送迎バス）

2 要望等

- 生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

交際費課税の特例措置の延長等

(法人税、法人住民税、事業税) (特例措置②の適用期限の延長について、中企庁と共同要望)

1 現状

- ・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）上、交際費等（※）については、損金不算入が原則。
- ・ 適用期限は令和9年3月31日まで。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

【1人あたり飲食費が10,000円以下の場合】

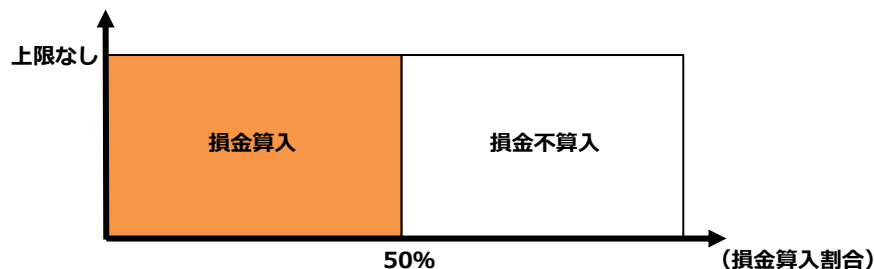
10,000円以下の飲食費は、交際費等から除かれ損金算入が可能。

【1人あたり飲食費が10,000円超の場合】

以下の特例措置①、②が設けられており、資本金100億円以下の大企業は①のみ。資本金1億円以下の中小企業については、①、②のいずれかを選択可能。

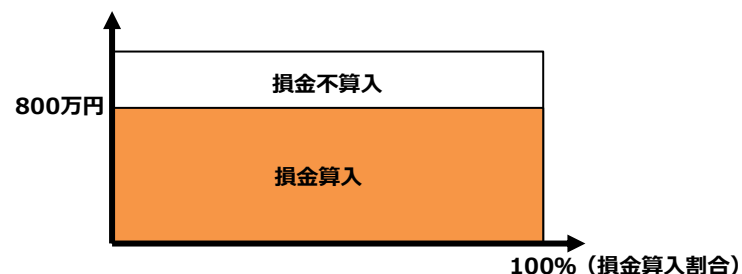
① 飲食費の50%を損金算入できる特例措置

(控除限度額)



② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置

(控除限度額)



2 要望等

・ 物価高騰の影響等を踏まえ、交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費に係る金額基準（1人あたり10,000円以下）及び特例措置（①飲食費の50%を損金算入、②交際費等を800万円まで全額損金算入）について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を延長する。